

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年2月2日

【ファンド名】 インダストリア  
(Industria)

【発行者名】 アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー  
(Allianz Global Investors GmbH)

【代表者の役職氏名】 業務執行役員 インゴ・マイネルト  
(Ingo Mainert)  
業務執行役員 ペトラ・トラウツショルド  
(Petra Trautschold)  
業務執行役員 ビルテ・トレンクナー  
(Birte Trenkner)  
業務執行役員 ロバート・シュミット  
(Robert Schmidt)  
業務執行役員 アレクサンドラ・アウアー  
(Alexandra Auer)  
業務執行役員 ルドヴィク・ロンバード  
(Ludovic Lombard)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラン  
トシュトラッセ 42-44  
(Bockenheimer LandstaBe 42-44, 60323 Frankfurt, The  
FederalRepublic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

インダストリア(Industria)(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおりファンドの投資運用会社の変更および運用体制の変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号および第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

主要な関係法人の異動

ファンドの投資運用会社が新たに追加されました。

(イ) 当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(1) 名称

アリアンツ・グローバル・インベスターズUKリミテッド(ロンドン)  
(Allianz Global Investors UK Limited, London)

(2) 資本金の額

2023年11月末日現在、52,800,000英ポンド(約95億円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、便宜上、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=180.68円)による。

(3) 関係業務の概要

管理会社は、資産運用の日常業務およびその他関連サービスの提供を行うため、ポートフォリオ運用を投資運用会社に委託している。その活動の枠内で、投資運用会社は、独自の裁量でファンドの運用に関する決定を行う権限を有する。特に、投資運用会社は、有価証券の売買を行い、場合によりデリバティブを利用する義務を負う。投資運用会社は、その活動において、ファンドの投資方針の原則および投資制限を遵守する義務を負う。

(ロ) 当該異動の理由及びその年月日

(1) 異動の理由

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、パフォーマンスを向上させ、商品提供を強化するために、欧州のコア/バリュー分野の能力を強化するという戦略的決定を下した。当該決定により、この中核的な責任を引き継ぐ最良の候補者として、ロンドンを拠点とするシニア・ポートフォリオ・マネージャーであるケイヴァン・バヒドをアリアンツ・グローバル・インベスターズUKリミテッドで雇用したため。

(2) 異動の年月日

2024年2月2日

## 運用体制の変更

### （イ）変更の内容についての概要

ファンドの運用体制が、以下のとおり変更されました。

（注） 変更箇所には下線を付しています。

#### 運用体制

（前略）

#### （ ）ポートフォリオ管理の外部委託

法的規制、特にドイツ投資法第36条に従い、管理会社は、投資運用会社に、ファンドのポートフォリオ管理を行う権利を付与した。ファンドのポートフォリオを管理する投資運用会社の役割は、資産運用の日常業務およびその他関連サービスの提供である。その活動の枠内で、投資運用会社は、独自の裁量でファンドの運用に関する決定を行う権限を有する。特に、投資運用会社は、有価証券の売買を行い、場合によりデリバティブを利用する義務を負う。投資運用会社は、その活動において、ファンドの投資方針の原則および投資制限を遵守する義務を負う。投資運用会社としての役割において、投資運用会社は、英国金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)の監督に服する。

### （ロ）変更の年月日

2024年2月2日